

長野県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成22年1月25日

長野県知事 村井 仁

1 保安林の所在場所

佐久市桑山字姥ヶ沢994、998の2

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字姥ヶ沢998の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第40号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成22年1月25日

長野県知事 村井 仁

1 保安林の所在場所

下伊那郡阿智村智里503の71

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第41号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年1月25日

長野県知事 村井 仁

1 解除に係る保安林の所在場所

木曽郡上松町大字小川4230の335、4230の343、4230の344

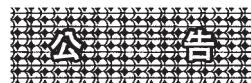
2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成22年1月25日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画下水道 長野市公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、長野市上下水道局業務課、
長野市建設部河川課

生活排水課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年1月25日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

安曇野ショッピングセンター

安曇野市三郷温2716-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社安曇野ビルディング

安曇野市三郷温2716-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

（変更前）二木良司

（変更後）松澤順一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称
及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
イオン株式会社	岡田 元也	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
二木良司	—	安曇野市三郷明盛4974
松澤順一	—	安曇野市三郷小倉6695
株式会社マルシェ	阿部 学	東京都中央区日本橋堀留町2-3-8 田源ビル3F
佐々木 賢吾	—	安曇野市三郷明盛1744-1
株式会社雑貨屋 ブルドッグ	久留米 唯人	静岡県浜松市平口5228 98ビル2F
株式会社宮脇書店	宮脇 富子	香川県高松市旭新町2-19
株式会社エムエフ フォワード	真鍋 勝	東京都新宿区西新宿3-17-7 TOKビル6F
株式会社マック ハウス	栗原 勝利	東京都杉並区梅里1-7-7 SKTビル6F
株式会社ナガタ	永田 滋弘	諏訪市大字四賀2323
株式会社MSコミュニケーションズ	宮城 利行	東京都新宿区市谷本村町1-1
株式会社アライ	新井 大志	山梨県甲府市住吉3-18-11
有限会社まるえい	帶刀 勉	安曇野市穂高4331
マル井ホームファッショングループ	井田 吉昭	長野市川中島町御厨977
株式会社西松屋 チェーン	大村 穎史	兵庫県姫路市飾東町庄266-1
株式会社オースリー	衣笠 敦夫	東京都北区赤羽2-51-3 NS3ビル4F

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
イオンリテール 株式会社	村井 正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
松澤順一	—	安曇野市三郷小倉6695
株式会社マルシェ	阿部 学	東京都中央区日本橋堀留町2-3-8 田源ビル3F
佐々木 賢吾	—	安曇野市三郷明盛1744-1
株式会社雑貨屋 ブルドッグ	久留米 唯人	静岡県浜松市平口5228 98ビル2F
株式会社宮脇書店	宮脇 富子	香川県高松市旭新町2-19
株式会社マック ハウス	栗原 勝利	東京都杉並区梅里1-7-7 SKTビル6F
株式会社ナガタ	永田 滋弘	諏訪市大字四賀2323
有限会社まるえい	帶刀 勉	安曇野市穂高4331
株式会社西松屋 チェーン	大村 穎史	兵庫県姫路市飾東町庄266-1
株式会社カーム	小野澤 成四	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央11-1
丸山 真由美	—	松本市梓川梓6876-2
丸山 隆	—	北安曇郡松川村5721-292

4 变更した年月日

- ・大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名：平成20年10月20日
- ・株式会社エムエフフォワードの退店：平成19年9月30日
- ・株式会社カームの出店：平成19年11月2日
- ・二木良司の退店：平成20年1月20日
- ・会社分割によるイオン株式会社からイオンリテール株式会社への変更：平成20年8月21日
- ・株式会社M S コミュニケーションズの退店：平成20年12月31日
- ・マル井ホームファッショングループの退店：平成21年1月31日
- ・株式会社アライの退店：平成21年2月15日
- ・株式会社オースリーの退店：平成21年5月31日
- ・丸山隆の出店：平成21年9月1日
- ・丸山真由美的出店：平成21年11月14日

5 届出年月日

平成22年1月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年1月25日から平成22年5月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

平成22年1月12日、伊那市による黒川地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成22年1月25日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂正巳

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年1月25日

長野県立阿南病院長 温田信夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立阿南病院及び長野県阿南介護老人保健施設設備等管理業務委託

(2) 役務の特質

電気設備及びボイラー設備の運転操作、監視、保守点検等の維持管理業務

施設設備（空調設備、衛生設備、医療用ガス、消防設備等）の小破修繕等の維持管理業務

(3) 履行期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

下伊那郡阿南町北條2009-1

長野県立阿南病院及び長野県阿南介護老人保健施設

(5) 入札方法

価格の総額を1年間当たりの額に換算した額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

(5) 過去3年以内に延床面積3,000㎡以上の建物において設備等管理業務契約を誠実に履行した実績を2年以上有する者であること。

(6) 次の要件のすべてに該当する者を配置することができる者であること（複数の者で当該要件のすべてを満たす場合を含む。）。

ア 電気工事士（2種以上）で実務経験が1年以上の者であること。

イ ボイラー技士（1級以上）で実務経験が1年以上の者であること。

ウ 危険物取扱主任者（甲種又は乙4類）

(7) 緊急時の出動要請から終日概ね1時間以内に当該業務箇所に到着できる者であること。

3 入札説明書の交付期間

平成22年1月25日（月）から2月1日（月）までの日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

下伊那郡阿南町北條2009-1

長野県立阿南病院 事務部総務係

電話 0260（22）2121 内線 206

5 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成22年2月1日（月）午後1時30分

(2) 場所 長野県立阿南病院 講堂

6 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年2月22日（月）午後1時30分

イ 場所 長野県立阿南病院 講堂

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年2月5日（金）午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

7 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立阿南病院は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項の規定により、本委託契約により長野県が有する権利及び義務は、平成22年4月1日設立予定の地方独立行政法人長野県立病院機構が承継します。

(3) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

病院事業局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年1月25日

長野県立木曽病院長 久米田 茂 喜

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立木曽病院及び長野県木曽介護老人保健施設設備等管理業務委託

(2) 役務の特質

電気設備及びボイラー設備の監視、運転操作、保守点検等の維持管理業務

施設設備（空調設備、衛生設備、医療用ガス、消防設備等）の小破修繕等の維持管理業務

(3) 履行期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所

木曽郡木曽町福島6613-4

長野県立木曽病院及び長野県木曾介護老人保健施設

(5) 入札方法

価格の総額を1年間当たりの額に換算した額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

(5) 過去3年以内に延床面積3,000m²以上の建物において設備等管理業務契約を誠実に履行した実績を2年以上有する者であること。

(6) 次の要件のすべてに該当する者を配置することができる者であること（複数の者で当該要件のすべてを満たす場合を含む。）。

ア 電気工事士（2種以上）で実務経験が1年以上の者であること。

イ ボイラー技士（2級以上）で実務経験が1年以上の者であること。

ウ 危険物取扱主任者（甲種又は乙4類）

エ 高圧ガス丙種化学責任者（特別）又はC E保安講習修了者で実務経験が1年以上の者であること。

3 入札説明書の交付期間

平成22年1月25日（月）から2月2日（火）までの日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡木曽町福島6613-4

長野県立木曽病院 事務部総務係

電話 0264（22）2703 内線 2211

5 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成22年2月2日（火）午後1時30分

(2) 場所 長野県立木曽病院 講堂

6 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年2月23日（火）午後2時

イ 場所 長野県立木曽病院 講堂

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年2月5日（金）午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

7 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立木曽病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項の規定により、本委託契約により長野県が有する権利及び義務は、平成22年4月1日設立予定の地方独立行政法人長野県立病院機構が承継します。

(3) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

病院事業局

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成22年1月25日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
3月2日 (火)	午後1時 から 午後4時 まで	飯田会場	飯田市小伝馬町1丁目3541-2 飯田警察署(大会議室)	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年1月25日

長野県波田学院長 野 池 久

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

波田学院調理業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野県波田学院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(5) 学校、福祉施設又は医療施設で1日3回の食事（朝食、昼食及び夕食）の調理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 緊急時に対応できる体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

東筑摩郡波田町4417

長野県波田学院

電話 0263(92)2014

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成22年1月28日(木) 午後1時30分

(2) 場所 長野県波田学院 管理棟 会議室

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年2月15日(月) 午前10時

イ 場所 長野県波田学院 管理棟 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年2月8日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県波田学院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

こども・家庭福祉課